

農地中間管理契約台帳閲覧システム利用規約

<はじめに>

愛知県農地中間管理機構（以下「機構」という。）は農地中間管理事業における契約管理について、当該事業の開始以降、長らく表計算ソフトを用いた台帳により対応してきましたが、取扱い件数の増大により対応が困難な状況となりました。

このため、農地中間管理事業のシステムを提供している事業者と他県の農地中間管理機構における利用実績等を検討した結果、機構も専用のクラウド型データベースによる契約台帳管理となる「農地中間管理システム（以下「本体システム」という。）」を令和4年12月1日より稼働しました。

機構は農地中間管理事業を効率的かつ円滑に推進するために、この業務の一部を関係機関に委託して実施しています。この業務委託先の内、市町村、公社及び農業協同組合では賃料精算、合意解約、名義変更を始めとして設定した権利の内容を確認して実施する業務があり、必要な都度、その本体システムの該当データを抽出し、メールにて提供してきました。しかし、メールによる提供では個人情報を含む台帳情報が漏洩してしまう懸念があることから、本体システムのデータを閲覧できる「農地中間管理契約台帳閲覧システム（以下「閲覧システム」という。）」を令和7年9月1日より稼働させます。

本利用規約は、閲覧システムの円滑な運用を図るため、業務委託先を対象に定めたものです。

（使用権と権利の帰属）

- 第1条 閲覧システムは閲覧システムを開発し運営している株式会社ムーブ（以下「運営者」という。）と機構とで締結された「農地中間管理契約台帳閲覧システム使用許諾契約書」に基づき、機構及び機構の委託先が農地中間管理事業に関する業務に使用する目的で使用許諾されております。
- 2 閲覧システムに関連する特許権、商標権、著作権その他一切の権利は運営者に帰属しており、前項により許諾された使用権以外の権利は機構及び機構の委託先に許諾及び移転されておられません。
 - 3 閲覧システムの全部または一部を、複製、変更、貸与、再使用許諾、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、改変、結合、修正、翻案、翻訳もしくは別のソフトウェアへの組み込みなどを行うことは禁じられております。
 - 4 サーバへのアクセスは運営者が指定する専門機関が管理運営しているサーバにインターネットを経由して行われます。なお、サーバに関する情報は非公開です。

（適用）

- 第2条 機構は、機構が使用権を有する閲覧システムの利用規約（以下「利用規約」という。）を定め、この利用規約に基づき、業務委託先のうち市町村、公社及び農業協同組合（以下「利用者」という。）に閲覧システムの利用を認めるものとします。
- 2 本利用規約は、システム利用時の不適切な行為等を防止して、利用者に安心して閲覧システムを利用いただけるよう設けるものです。本利用規約は、閲覧システムの利用に関して適用されるものとし、利用者は利用規約に同意して、閲覧システムを利用するものとします。
 - 3 閲覧システムは機構及び運営者との契約において、その契約上の権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供することは禁じられており、利用者においても同様に本利用規約により禁止といたします。

(利用者の登録)

- 第3条 利用者の組織の長は、別紙様式1-1により利用者の登録を申請するものとします。すでに、農地中間管理帳票作成システム（以下「帳票作成システム」という。）を利用している場合で、同一IDを希望する場合は別紙様式1-1の指定箇所に○を記入していただくことで同一のIDと初期パスワードを発行することができます。
- 2 申請時に閲覧システムと帳票作成システムのIDを同一内容でまとめて発行することも可能です。その場合には、別紙様式1-2（共通様式）により申請してください。
 - 3 機構はログインID及びパスワードの発行並びに2段階認証に必要となるメールアドレス（以下「ID等」という。）の登録とアクセス制限のためのグローバルIPアドレスの登録をもって承認するものとし、別紙様式2-1又は2-2により通知するものとします。
 - 4 前項で登録するメールアドレスは個人に割り当てられた業務用のメールアドレスの使用を原則とします。
なお、個人に割り当てられた業務用のメールアドレスが存在しない利用者は部署等のメールアドレスで登録できるものとします。ただし、その場合には閲覧システムへのログイン後にワンタイムパスワードが記載されたメールは削除し、閲覧システム利用後は必ずログアウトするものとします。
 - 5 利用者登録は、原則として1団体あたり5名を上限とします。
 - 6 上限数を超えてID登録が必要な場合は、機構と協議の上、決定するものとします。
 - 7 機構は、利用者登録の申請に対し、不適切と判断した場合は承認しないことがあります。

(ID等の管理)

- 第4条 利用者は、閲覧システム利用に必要なID等を、自己の責任において管理するものとします。
- 2 利用者は、いかなる場合においても、閲覧システムにおけるID等を第三者に譲渡または貸与することはできません。
 - 3 利用者は人事異動等により農地中間管理事業に携わることが無くなった場合はID等の登録を抹消する必要がありますので、別紙様式3にて速やかに届け出てください。
 - 4 登録済のパスワード等が不明となった場合には運営者による初期化が必要となりますので、別紙様式4にて速やかに機構に連絡するものとします。
 - 5 機構は、登録情報と一致するID等及びグローバルIPアドレスの組み合わせによってログインがされた場合には、運営者の管理のもと、そのID等を登録している利用者による使用とみなします。また、適正な運用に資するため運営者は操作履歴を収集保管します。

(利用制限及び登録抹消)

- 第5条 機構は、次の各号に掲げる事由が発生したときには利用者に対してその利用者登録を承認しない場合や一旦なされた利用者登録を抹消する場合があります。この場合に機構は利用者に対して、不承認または登録抹消の事由に該当する旨の連絡を行うものとします。
- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) その他、機構が閲覧システムを適正に利用していないと判断した場合
- 2 機構は、本条に基づく対応にあたって、当該利用者と改善等に向けた協議を進めるものとします。

(閲覧範囲の制限)

第6条 機構は利用者が閲覧システムを利用して情報を閲覧する際に、所管する農地（市町村単位）にのみ閲覧することができるよう利用できる範囲をIDごとに制限します。

なお、一部の市町村は大字を単位として2つの農業協同組合が所管している所があります。閲覧制限は市町村単位でしかできないため、一部の利用者はシステム上の制約から所管外の農地情報が閲覧できてしまいますが、所管外の農地情報を恣意的に閲覧することは禁止します。（別紙1）

- 2 利用者は、閲覧システム利用にあたっては農地中間管理事業に必要な範囲でのみ利用してください。
- 3 閲覧システムの適切な運用に資するため、運営者は監査ログ（内部統制の証跡記録）を記録しており、機構は必要な場合が生じたときには詳細調査を実施したうえで、利用者への確認、指導、勧告、利用禁止等の是正措置等を行うことがあります。
- 4 機構は、前項等による閲覧システムの利用制限により、利用者または第三者に何らかの不利益または損害が発生した場合は、その一切の責任を負わないものとします。

(利用環境)

第7条 閲覧システムの利用にあたって必要となる仕様は、別紙2仕様書のとおりです。

また、閲覧システムを利用する端末は、ウイルス対策ソフト等がインストールされているインターネットに接続可能な業務用端末とします。

(個人情報)

第8条 利用者の閲覧システム利用時における個人情報の取り扱いは、各年度版の「農地中間管理事業業務手順書」の「第8章 個人情報の取り扱い」に準拠するものとします。

- 2 前項のほか各利用者組織のセキュリティポリシーにも準拠するものとします。
- 3 利用者は閲覧システムによって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはなりません。なお、農地中間管理事業の担当業務が終了した後においても同様とします。
- 4 利用者の組織の長は、農地中間管理事業に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、個人情報保護に関する必要な事項を周知徹底させるものとします。
- 3 閲覧システム利用申請において機構が得た個人情報の取り扱いに関しては、公益財団法人愛知県農業振興基金が定める「個人情報保護規約」及び「特定個人情報取扱規約」に基づいて適切に取り扱います。

(閲覧システムの利用停止等)

第9条 運営者は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、サーバを停止し、閲覧システムの提供を中断または停止（以下、「停止等」という）することがあります。

なお、次の（1）の場合は、停止等の3日以上前に運営者から機構に対し通知されるため、その都度機構から利用者に通知します。（2）及び（3）の場合には、停止等の後、速やかに運営者から機構に対し通知されるため、同様に機構から利用者に通知します。

- （1）閲覧システム提供のためのハードウェアまたはソフトウェアの移設、保守、点検または工事によるとき
- （2）閲覧システム提供のためのハードウェアもしくはソフトウェアに障害が生じ、または障害発生のおそれが検出されたことにより、保安上緊急措置を要するとき
- （3）火災、停電、天災その他の不可抗力により、本件ソフトウェアの提供が困難であるとき

- 2 機構は、前項等の止むを得ない閲覧システム提供の停止等により、利用者または第三者に何らかの不利益または損害が発生した場合は、その一切の責任を負わないものとします。

(附則)

本規約は、令和7年9月1日より施行いたします。

(附則)

本規約は、令和7年12月1日より施行いたします。

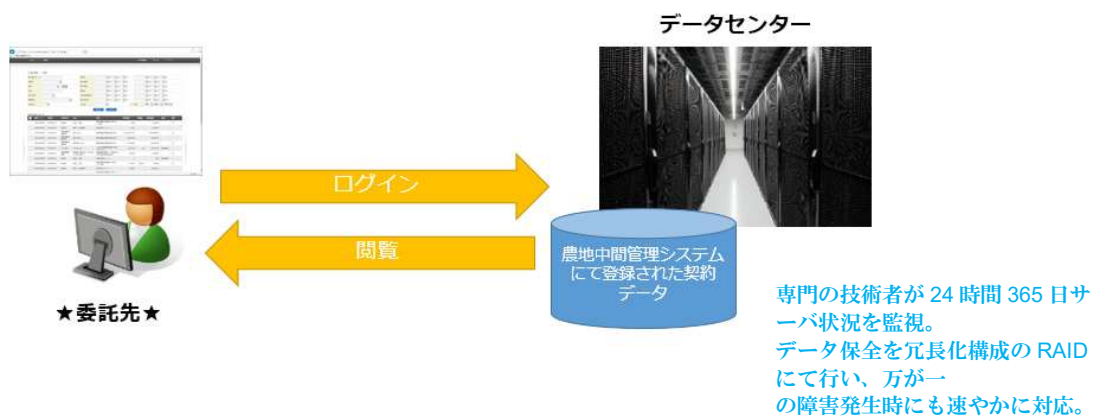
- 1 市町村の閲覧可能な範囲はその市町村内に存在する農地
- 2 農業協同組合と公社の閲覧可能な範囲は下記の表のとおり

地域	農地が存在する市町村	農地を所管する農協	農地を所管している公社	
名古屋地域	名古屋市中川区 名古屋市港区	なごや農業協同組合		
尾張地域	瀬戸市 尾張旭市 豊明市 日進市 長久手市 東郷町	あいち尾東農業協同組合		
	春日井市 小牧市 豊山町(大字豊場)	尾張中央農業協同組合		
	犬山市 江南市 岩倉市 大口町 扶桑町	愛知北農業協同組合		
	一宮市 稲沢市	愛知西農業協同組合		
	清須市 北名古屋市 豊山町(大字青山)	西春日井農業協同組合		
	津島市 愛西市 弥富市 あま市 大治町 蟹江町 飛島村	あいち海部農業協同組合		
	半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町	あいち知多農業協同組合		
西三河地域	岡崎市 幸田町	あいち三河農業協同組合		
	碧南市 刈谷市 安城市 知立市 高浜市	あいち中央農業協同組合		
	西尾市	西三河農業協同組合		
	豊田加茂地域	豊田市 みよし市	あいち豊田農業協同組合	
	新城設楽地域	新城市		公社しんしろ
設楽町 東栄町 豊根村		愛知東農業協同組合		
東三河地域		豊川市 田原市 蒲郡市 豊橋市	ひまわり農業協同組合 愛知みなみ農業協同組合 蒲郡市農業協同組合 豊橋農業協同組合	

農地中間管理契約台帳閲覧システム仕様書

1. システム概要

- (1) 委託先で契約台帳等を閲覧するシステム
- (2) データセンターを使用してのクラウドシステム



主なセキュリティ対策について

- 事前に登録した固定のグローバル IP アドレスからの接続のみを接続する
- 委託先については、2 段階認証 (メールにてワンタイムパスワード通知)

2. 基本機能

- (1) 契約閲覧機能
- (2) マスタ管理機能

3. システムメニュー体系

- (1) 契約閲覧機能
 - ・借入契約一覧閲覧
 - ・借入契約詳細閲覧
 - ・借入契約台帳印刷
 - ・借入契約一覧表印刷
 - ・借入解約一覧表印刷
 - ・貸付契約一覧閲覧
 - ・貸付契約詳細閲覧
 - ・貸付契約台帳印刷
 - ・貸付契約一覧表印刷
 - ・貸付解約一覧表印刷
- (2) EXCEL 出力
- (3) ツール
 - ・ログインパスワード変更
 - ・ワンタイムパスワード送信先変更
 - ・操作説明書 (PDF)

4. 動作環境

*ハードウェアおよびオペレーティングシステムにおける使用

(1) ハードウェア

- ・本体 : Windows10, Windows11 が稼働するコンピュータ
- ・CPU : 2GHz のデュアルコアプロセッサ以上
- ・メモリ : 2GB 以上 (4GB 以上推奨)
- ・ハードディスク : 1GB 以上必要

- ・ディスプレイ : 必要なし
- ・その他 : Eメール環境 (他端末受信でも可)

(2) オペレーティングシステム

- ・Windows 10 32ビット または 64ビット
- ・Windows 11 32ビット または 64ビット

(3) 閲覧ソフトウェア (ウェブブラウザ)

- ・Microsoft Edge

(4) 印刷ソフトウェア

- ・PDF 出力します。Microsoft Edge のビューアーに出力され、そこから印刷します。

(5) インターネット接続環境

- ・使用プロトコル : HTTPS
- ・帯域 : ブロードバンド環境を推奨

5. システム稼働時間/中断及び停止

- ・システム稼働時間 365日/年 24時間
但し、中断または、停止、一時停止することがあります。
サーバー定期メンテナンス時の停止は事前にご連絡致します。

6. システムに関するお問い合わせ

- ・仕様または操作方法に関する質問、システムが正常に動作しない場合における原因調査、回避処置に関する質問または相談を電話またはEメールで受け付けます。
お問い合わせ 電話 : 平日 9 : 00 ~ 18 : 00 受付
電話またはEメールにて回答
Eメール : 24時間受付
Eメールまたは電話にて回答

以上

農地中間管理契約台帳閲覧システム利用申請書
 (【 】 帳票作成システムと同一 I D 希望 ※4)

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長 殿

組織の住所

組織名

代表者名

農地中間管理契約台帳閲覧システム利用規約に同意し、当該システムの利用について同規約の第3条第1項に基づき下記のとおり申請します。

記

1 申請する内容

組織名	
部署名	
利用者氏名	
利用者氏名カナ	
メールアドレス ※1	
組織のグローバル I P アドレス ※2, 3	
ログイン I D	【機構が設定するので記入不要です】
利用者パスワード (初期設定)	【機構が設定するので記入不要です】

※1 個人用メールアドレスがない場合は自部署のメールを記入してください。

※2 農業協同組合の場合は自組合の情報システム部門に確認のうえ提出してください。

※3 閲覧システムは市町村の L G W A N 内での運用はできません。インターネット環境に接続可能でも、組織のグローバル I P アドレス提供において情報企画などの部署と機構とで調整が必要となる場合は別にご相談ください。

※4 閲覧システムの I D を発行済みで同一内容を希望する場合は【】内に○を記入し、表は組織名のみ記入して以下は省略してください。

(注記) 本様式で複数人を一括して申請したいときは、組織名の記入欄に「別添一覧のとおり」と記し、別紙様式5を添付してください。

農地中間管理契約台帳閲覧システム及び帳票作成システム利用申請書

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長 殿

組織の住所

組織名

代表者名

農地中間管理台帳閲覧システム利用規約及び帳票作成システム利用規約に同意し、当該システムの利用について両規約第3条第2項に基づき下記のとおり申請します。

記

1 申請する内容 (閲覧システム及び帳票作成システム)

組織名	
部署名	
利用者氏名	
利用者氏名カナ	
メールアドレス ※1	
組織のグローバルIPアドレス ※2, 3	
ログインID	【機構が設定するので記入不要です】
利用者パスワード (初期設定)	【機構が設定するので記入不要です】

※1 個人用メールアドレスがない場合は自部署のメールを記入してください。

※2 農業協同組合の場合は自組合の情報システム部門に確認のうえ提出してください。

※3 帳票作成システムは市町村のLGWAN内での運用はできません。インターネット環境に接続可能でも、組織のグローバルIPアドレス提供において情報企画などの部署と機構とで調整が必要となる場合は別にご相談ください。

※4 本様式で申請された場合は閲覧システムと帳票作成システムは同一ID、パスワードとなります。

(注記) 本様式で複数人を一括して申請したいときは、組織名の記入欄に「別添一覧のとおり」と記し、別紙様式5を添付してください。

令和 年 月 日

農地中間管理契約台帳閲覧システム利用登録通知書

(申請者) 様

公益財団法人愛知県農業振興基金
(愛知県農地中間管理機構)
理 事 長 犬 飼 峰 宏
(公 印 省 略)

農地中間管理契約台帳閲覧システム利用規約第 3 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

登録した内容 (農地中間管理帳票作成システムと初期設定と同一内容。 ※2)

組織名	
部署名	
利用者氏名	
利用者氏名カナ	
メールアドレス ※1	
組織のグローバル IP アドレス	
ログイン ID	
利用者パスワード (初期設定)	

※1 個人用メールアドレスがない場合は自部署のメールアドレスを登録しました。

※2 帳票作成システムの ID と同一の ID を発行した場合に記載されます。

この場合に帳票作成システムのパスワードをシステムメニューで変更していても、閲覧システムでは上記の初期設定パスワードになります。

(注記 1) 上記の内容は農地中間管理契約台帳閲覧システム利用規約第 4 条に基づき適正に管理してください。特にパスワードは定期的に変更してセキュリティの確保に努めてください。

(注記 2) 複数人でまとめて申請があったときの通知は別紙様式 5 を添付して通知します。

令和 年 月 日

農地中間管理帳票作成システム及び契約台帳閲覧システム利用登録通知書

(申請者) 様

公益財団法人愛知県農業振興基金
(愛知県農地中間管理機構)
理事長 犬飼峰宏
(公印省略)

農地中間管理農地中間管理帳票作成システム及び契約台帳閲覧システムの利用規約第3条第3項に基づき下記のとおり通知します。

記

登録した内容 (帳票作成システム及び閲覧システム)

組織名	
部署名	
利用者氏名	
利用者氏名カナ	
メールアドレス ※1	
組織のグローバルIPアドレス	
ログインID	
利用者パスワード (初期設定)	

※1 個人用メールアドレスがない場合は自部署のメールアドレスを登録しました。

※2 閲覧システムと帳票作成システムのID及びパスワードは同一です。

(注記1) 上記の内容は農地中間管理帳票作成システム利用規約第4条に基づき適正に管理してください。特にパスワードは定期的に変更してセキュリティの確保に努めてください。

(注記2) 複数人でまとめて申請があったときの通知は別紙様式5を添付して通知します。

農地中間管理契約台帳閲覧システム利用登録抹消申請書

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長 殿

組織の住所

組織名

代表者名

人事異動があったので農地中間管理契約台帳閲覧システム利用規約第4条第3項に基づき下記のとおり登録抹消の申請をします。

記

抹消する利用者の情報

組織名	
部署名	
利用者氏名	
利用者氏名カナ	
メールアドレス ※1	
ログインID	

※1 現在登録されているメールアドレスを記入してください。

(注記) 本様式で複数人を一括して申請したいときは、組織名の記入欄に「別添一覧のとおり」と記し、別紙様式5を添付してください。

農地中間管理契約台帳閲覧システムの登録済みパスワード初期化申請書

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長 殿

組織の住所

組織名

代表者名

農地中間管理契約台帳閲覧システムのログインに必要な情報が不明となったので農地中間管理契約台帳閲覧システム利用規約第4条第4項に基づき下記のとおり登録情報初期化の申請をします。

記

初期化したい利用者の情報

組織名	
部署名	
利用者氏名	
利用者氏名カナ	
メールアドレス ※1	
ログインID	

※1 現在登録されているメールアドレスを記入してください。

(注記1) 本様式で複数人を一括して申請したいときは、組織名の記入欄に「別添一覧のとおり」と記し、別紙様式5を添付してください。

(注記2) 初期化後は別紙様式2により通知します。

システム利用者一覧

別紙様式5

組織名

No	部署名	利用者名	利用者カナ	メールアドレス	グローバルIPアドレス	ログインID	パスワード

※1 本様式は別紙様式1から別紙様式4において複数人を申請したいときに利用してください。

※2 利用規約第3条第5項により協議が整って5名以上を申請するときは適宜行を増やしてください

(注記) 本様式の用紙はA4サイズの横向きとします。